服務管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 西寝屋川高等学校 | 特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 続柄 | 休暇承認日 | | Ａ | 配偶者のおば（服喪休暇対象外） | 令和５年５月30日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （特別休暇）  第15条　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。  　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】  （特別休暇）  第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。  　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間  　別表第５（第10条関係）   |  |  | | --- | --- | | 死亡した者 | 日数 | | 父母、配偶者、子 | ７日 | | 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 | | 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |   　（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月28日）